

報告事項ク

平成19年度鳥取県公立学校職員[任期付職員（教育相談員）]採用候補者
選考試験の実施について

平成19年度鳥取県公立学校職員[任期付職員（教育相談員）]採用候補者選考試験の実
施について、別紙のとおり報告します。

平成19年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

平成19年度鳥取県公立学校職員[任期付職員（教育相談員）]
採用候補者選考試験の実施について

平成19年6月28日
高等学校課

1 選考試験の実施について

教育相談員（任期付職員）については、平成19年6月1日に1名採用したが、欠員となっている1名を採用するために選考試験を実施するもの。

2 前回選考試験との変更点

	今回実施分	前回（前9.3）実施分
資格要件	財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有する者	財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有し、 <u>かつカウンセラーとしての経験（大学、大学院修士課程（博士課程前期）在籍中の経験は除く。）がある者</u>
年齢要件	昭和24年4月2日以降に生まれた者（58歳未満）	
任期	平成19年10月1日から 平成22年3月31日まで （2年6か月）	平成19年4月1日から 平成22年3月31日まで （3年） ※採用時期を平成19年6月1日まで調整可

3 その他

- ・県内に財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士資格を有する者が少ない
→日本臨床心理士会及び近畿、中国地方に所在する財団法人日本臨床心理士資格認定協会指定大学院等に対し、周知を図る
- ・今回実施する選考試験において適当な候補者がいない場合、又は志願者がいない場合
→年度内に再度選考試験を実施する予定